

諮問第88号の答申 牛乳乳製品統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第88号による牛乳乳製品統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成28年4月7日付け28統計第12号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「牛乳乳製品統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 報告を求める事項の変更

本申請では、基礎調査票における乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在）、月別調査票（牛乳処理場・乳製品工場用）における乳製品の生産量及び月末在庫量、月別調査票（本社用）の乳製品の月末在庫量を把握する調査事項について、以下のとおり、変更する計画である（図1、2及び3参照）。

- ① タンパク質の含有量別（「25%未満」及び「25%～45%」の別）に「ホエイパウダー」^(注)の生産量及び国産・輸入別の在庫量を把握する事項を追加する。

(注) チーズを製造する際に発生する副産物（水溶液）であるホエイを乾燥させたものであり、その用途がパンや菓子などの原料として使用されている脱脂粉乳の代替として利用される。

- ② 「脱脂粉乳」の在庫量について、現在、国産・輸入を一括計上した数量を把握しているが、国産・輸入別に把握する変更を行う。

これらについては、以下のことを踏まえ、セーフガード^(注)の発動に係る判断や運用を適確に行う上で必要なデータを整備するものであることから、おおむね適当である。

- ① 平成27年10月に大筋合意に至った「環太平洋パートナーシップ協定」において、ホエイが関税撤廃の対象品目となり、たんぱく質含有量25%～45%のものについては、その用途が脱脂粉乳（たんぱく質含有量34%）と競合することから、輸入量の増加に伴う国産脱脂粉乳の生産に及ぼす影響を緩和するため、ホエイの輸入量が脱脂粉乳の国内生産量の一定水準となるセーフガード発

動数量に達した場合には、セーフガードの発動の措置を講ずるとされたこと。

- ② ただし、「脱脂粉乳が国内で不足している」又は「脱脂粉乳の国内需要が低下していない」と認められる場合には、脱脂粉乳の需給に悪影響がないことから、セーフガードの発動を適用しないとされたこと。

(注) セーフガードとは、特定品目の貨物の輸入の急増が、国内産業に重大な損害を与えていることが認められ、かつ、国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、損害を回避するための関税の賦課又は輸入数量制限を行うものである。

図 1

【基礎調査票】

変更案

7 乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在） 単位：kg

区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	ホエイパウダー		バター	クリーム	チーズ	れん乳			乳脂肪分8%以上の7(M)・4(単位：kl)
				うち、かわり質含有量25%未満	うち、かわり質含有量25～45%				うち、直接消費用ナチュラルチーズ*	加糖れん乳	無糖れん乳	
生産量(1月～12月)												
在庫量(合計)(12月31日現在)												
在庫量(国産)(12月31日現在)												
在庫量(輸入)(12月31日現在)												

注：年末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫分を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

現行

7 乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在） 単位：kg

区分	粉乳			バター	クリーム	チーズ	れん乳			乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位：kl)
	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳				うち、直接消費用ナチュラルチーズ*	加糖れん乳	無糖れん乳	
生産量(1月～12月)										
在庫量(12月31日現在)										

注：年末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫分を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

(注) 1 基礎調査票による調査は年次調査である。

- 2 バターの在庫量を把握する事項（現行）の変更については、後記の図6「統計委員会修正案」（6頁）を参照のこと。

図 2

【月別調査票（牛乳処理場・乳製品工場用）】

変更案

5 乳製品の生産量及び月末在庫量（キログラム単位で記入してください。ただし、アイスクリームはキロリットル単位で記入してください。） 単位：kg

区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	ホエイパウダー	うち、タンパク質含有量	
					25%未満	25～45%
生産量
在庫量(合計)
在庫量(国産)
在庫量(輸入)

区分	バター	クリーム	チーズ	うち、直接消費用 ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳
在庫量

区分	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kl)
生産量

注：月末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫分を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

現 行

5 乳製品の生産量及び月末在庫量（キログラム単位で記入してください。ただし、アイスクリームはキロリットル単位で記入してください。）

区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	単位：kg
生産量	
在庫量	

区分	チーズ	うち、直接消費用 ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kl)
生産量

注：月末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫分を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

(注) バターの在庫量を把握する事項（現行）の変更については、後記の図7「統計委員会修正案」（7頁）を参照のこと。

処理内訳のうち、乳製品向けの内訳として、これまで「うち、クリーム等向け」として液状乳製品を包含し一括して把握していたものを、「うち、クリーム向け」「うち、脱脂濃縮乳向け」及び「うち、濃縮乳向け」と区分して把握するよう変更すること（図4及び5参照）。

- ② 基礎調査票における乳製品の年末在庫量（12月31日現在）並びに月別調査票（牛乳処理場・乳製品工場用）及び月別調査票（本社用）における乳製品の月末在庫量を把握する事項について、「バター」の在庫量について、現在、国産・輸入を一括計上した数量を把握しているが、国産・輸入別に把握するよう変更すること（図6、7及び8参照）。

図4

【基礎調査票】								
統計委員会修正案								
3 生乳の送受乳量及び処理内訳（12月の月間）								単位：t
生乳の処理内訳								
総処理量	牛乳等向け	うち、業務用向け	乳製品向け	うち、チーズ向け	うち、クリーム向け	うち、脱脂濃縮乳向け	うち、濃縮乳向け	欠減

現 行

3 生乳の送受乳量及び処理内訳（12月の月間）								単位：t
生乳の処理内訳								
総処理量	牛乳等向け	うち、業務用向け	乳製品向け	うち、チーズ向け	うち、クリーム等向け	欠減		

図 5

【月別調査票（牛乳処理場・乳製品工場用）】

統計委員会修正案

2 生乳の処理量 (トン単位で記入してください。) 単位：t

生乳処理量 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)- (オ)-(カ)+(キ)-(ク)	処理内訳							欠 減
	牛乳等向け	うち、業務用向け	乳製品向け	うち、チーズ向け	うち、クリーム向け	うち、脱脂濃縮乳向け	うち、濃縮乳向け	
:	:	:	:	:	:	:	:	:

現 行

2 生乳の処理量 (トン単位で記入してください。) 単位：t

生乳処理量 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)- (オ)-(カ)+(キ)-(ク)	処理内訳					欠 減
	牛乳等向け	うち、業務用向け	乳製品向け	うち、チーズ向け	うち、クリーム等向け	
:	:	:	:	:	:	:

図 6

【基礎調査票】

統計委員会修正案

7 乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在）

区 分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	ホエイ パウダー	うち、タンパク質 含有量 25%未満	うち、タンパク質 含有量 25～45%	バター	クリ
生産量(1月～12月)								
在庫量(合計)(12月31日現在)								
在庫量(国産)(12月31日現在)								
在庫量(輸入)(12月31日現在)								

(注) バターの在庫量を把握する現行の調査事項については、前記の図1（2頁）を参照のこと。

な乳製品の生産量や在庫量のよりの確な把握に資するものと認められること、また、後者については、集計事項を全国、農業地域といった集計地域とクロスさせて一覽的に整理し、関係する統計表を参考添付するなど、集計情報に係る全体像の把握が容易になるよう工夫するものであることから、適当である。

なお、今回、調査計画上の統計表様式と実際に公表されている統計表とを比較検証したところ、報告対象数が限られ少ないこと等から一部公表を控えている事項や異なる表題・統計表様式で公表としているものがみられたことから、今回計画ではこれらの集計事項について実態に即した変更を行っており、今後公表する統計表については調査計画に基づき適切に公表することが必要である。

2 統計審議会諮問第 310 号の答申における指摘事項への対応状況について

本調査については、本調査に係る統計審議会答申「諮問第310号の答申 牛乳乳製品統計調査の改正について」（平成18年8月4日付け統審議第7号。以下「前回答申」という。）において、月別調査結果が鉱工業生産指数（速報）に反映されるよう、公表期日の早期化を図ることが必要であると指摘されている。

これについて、農林水産省は、月別調査票による調査（以下「月別調査」という。）結果の公表期日について、従前の調査対象月の翌月末から翌月の25日に前倒しして公表しているものの、依然として鉱工業生産指数（速報）に反映される状況になっていないため、今後、下表のとおり、同指数（速報）に反映されるよう公表日のおおむね1週間前までに経済産業省にデータ提供を行うこととしている。

表 前回答申における指摘事項に対する農林水産省の対応状況

前回答申における指摘事項	左記指摘事項に対する農林水産省の対応状況（検証・検討結果）の概要
<p>月別調査の乳製品については、鉱工業生産指数の採用品目となっているが、当該調査結果は、これまで翌月末公表の同指数（速報）ではなく、翌々月公表の確報に反映されていた。</p> <p>したがって、月別調査結果が鉱工業生産指数（速報）に反映されるよう、公表期日の早期化を図ることが必要である。</p>	<p>本調査は、平成21年1月から民間事業者から調査票の配布・回収、審査・集計、統計表作成等の業務を委託して実施している。</p> <p>農林水産省は、月別調査票について、民間事業者から調査対象月の翌月18日にデータの報告を受けた後、報告内容を精査の上、翌月25日までに調査結果の概要を公表している。</p> <p>その一方で、経済産業省は、月別調査結果を鉱工業生産指数（速報）の作成に反映させるためには、同指数（速報）の公表日（平成28年度以降は毎月最終営業日）のおおむね1週間前までにデータ提供が必要であるとしている。</p> <p>このことを踏まえ、農林水産省は、平成27年1月から12月までの月別調査結果を用いて、民間事業者から報告のあった18日時点のデータと、25日に公表している調査結果を比較検証したところ、調査票の回収率及び牛乳生産量のカバー率は18日時点で100%であることや、18日時点と25日時点のデータの間にはほとんど差もみられないといった状況であった。</p> <p>このため、今後は、調査対象月の翌月18日時点のデータを析ぎ取れないかなど、必要最小限の確認を行った上で、翌月21日までに概数データとして経済産業省に提供することとしている。</p> <p>なお、経済産業省に提供するデータ以外の生乳の県間移出入量等のデータについては、検証に一定の時間を要し、また、その集計結果は畜産行政に影響を与えるものであることから、十分に精査する必要があるため、これらのデータを含む月別調査結果の概要は、引き続き調査対象月の翌月25日までに公表することとする。</p>

これについては、鉱工業生産指数（速報）の精度向上に資するものであることから、
適当である。

なお、農林水産省は、経済産業省に対する所要のデータの提供に当たって、公表期
日前の統計情報を共有する範囲・手続等に十分留意するとともに、調査対象月の翌月
18日時点の概数データと同25日に公表するデータに差異がある場合の取り扱い等につ
いて、同省とも十分な調整を行い、適切に対応することが必要である。

牛乳乳製品統計調査の答申案の概要

項目	変更内容等	答申案の概要
1 計画の変更 (1) 調査事項	①ホエイパウダー(タンパク質の含有量別)の生産量及び国産・輸入別在庫量を把握する事項の追加 ②脱脂粉乳の在庫量の一括把握から国産・輸入別の把握に変更	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね適当と整理 (変更内容については、ホエイについてセーフガード発動に係る判断・運用を適確に行う上で必要なデータを整備するもの) [答申案：1～4頁] ◆乳製品市場を取り巻く状況等を踏まえ、実態をより的確に把握する観点から、①生乳の処理内訳として、クリーム、脱脂濃縮乳及び濃縮乳の液状乳製品を一括で把握しているものをそれぞれに区分して把握、②バターの在庫量の国産・輸入別把握の必要性を指摘 [答申案：4～7頁]
(2) 集計事項	○調査事項の追加・変更等に伴う集計事項の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・適当と整理 (利活用面での利便性向上) [答申案：7～8頁]
2 前回答申 ※ における指摘事項への対応 ※統計審議会答申「諮問第310号の答申 牛乳乳製品統計調査の改正について」(平成18年8月4日付け統審議第7号)	○月別調査結果が鉱工業生産指数(速報)に反映されるよう概数データを提供	<ul style="list-style-type: none"> ・適当と整理 (鉱工業生産指数(速報)の精度向上に寄与) [答申案：8～9頁]

第 57 回産業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 28 年 6 月 20 日（月）15:55～18:35
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 （部 会 長） 川崎 茂
 （委 員） 西郷 浩、河井 啓希
 （専 門 委 員） 岸本 淳平、小針 美和、納口 るり子
 （審議協力者） 前田 浩史（一般社団法人 J ミルク専務理事）、財務省、農林水産省、
 経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県
 （調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室：成瀬室長ほか
 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱課長ほか
 農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐
 （事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官
 総務省統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官
 総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更について」

5 概 要

前々回及び前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項について審議が行われた。その後、農業経営統計調査の「報告を求める事項の変更」、「報告を求めるために用いる方法の変更」、「集計事項の変更」、「公表時期の変更」及び「オンライン調査の推進」について審議が行われ、一部の事項については、農林水産省において再度整理し、その結果を次回部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

(1) 前々回部会の審議において整理、報告等が求められた事項について（牛乳乳製品統計調査）

- ・ 近年、液状乳製品であるクリーム、脱脂濃縮乳及び濃縮乳の需要が増加しており、これらについては、準備が整い次第、加工原料乳生産者補給金制度の対象品目に追加することとされたことを踏まえ、その需給状況を把握するため、生乳の用途別処理内訳として、「クリーム等向け」として「クリーム」、「脱脂濃縮乳」及び「濃縮乳」を一括把握しているものをそれぞれに区分し把握することとしたい。

また、平成 26 年度に生じたバターが品薄となる事態が生じたことなどを踏まえ、バターの需給状況等の実態を正確に把握することが必要となっていることから、バターの在庫量について、国産・輸入別に区分して把握することとしたい。

→ 乳製品市場における現状の課題に対応した修正案であり、適当ではないかと考える。

(2) 前回部会の審議において整理、報告等が求められた事項について（農業経営統計調査）

ア 標本設計の変更について

- ・ 前回部会でも指摘したが、過去の調査結果と実際の調査結果との相関関係が低い営農類型については、過去の調査結果を基にサンプルサイズを決めてもあまり効果がないため、目標精度を設定せずにサンプルサイズを決定するという考え方による整理が可能か、実際に試算の上、確認してほしい。

→ 再度整理の上、次回部会で回答したい。

イ 「経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用）」の「損益計算書－事業収入及び事業外支出」について

- ・ 「2 損益計算書」における設問の順番については、報告者の記入のし易さに配慮し、一般的な損益計算書における項目の順番に沿って修正したい。
→ 修正内容については、適当と考える。

ウ 「経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用）」の「調査客体概況-事業従事者数」について

- ・ 「(7) 事業従事者数」において、報告者の記入に当たって紛れが生じないように、調査票上に「役員」及び「構成員」の定義を明記するとともに、「事業全体」及び「農業事業」に欄を区分してそれぞれにおける「構成員」数を把握するよう修正したい。
また、「管理職」と「一般職」に区分して把握することについては、農林統計の分野における把握の必要性が生じた場合は、構造面からの調査である農林業センサス（基幹統計調査）や農業構造動態調査（一般統計調査）における把握の可能性も踏まえつつ、今後検討することとしたい。
→ 現状は理解できたので、今後、引き続き検討を進めてほしい。
→ このことについては、農業経営統計調査だけで解決できる問題ではないので、引き続きより広い枠の中で考えていただきたい。

エ 「経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用）」の「調査客体概況-構成員の状況等」について

- ・ 「(6) 構成員の状況等」のうち、「出身世帯」（農家世帯・非農家世帯の別）を把握する項目について、出資者がどのような世帯の者かを把握する当該項目の趣旨に照らし、「出資世帯数」に修正したい。

オ 「経営台帳（個別経営体用）」の「調査客体概況 - 営農類型別統計関連項目」について

- ・ 「オ 生産調整田面積」の記入上の注意（「実際に生産調整を実施した田面積を記入してください。」）について、主食用米以外の作付面積を記入する趣旨が分かるような記載とすべきではないか。
→ 現在の記入上の注意のままでも報告者の記入に当たって紛れが生じていないものと考えていることから、現行のままとしたい。ただし、今後、生産数量目標の配分が廃止となった場合には、修正することについて検討したい。

(3) 報告を求める事項の変更について

ア 「経営台帳（個別経営体用）」の「調査客体概況 - 農産物生産費統計関連共通項目」について

- ・ 「ア 主要指標及び作柄」の生産組織の参加状況については、最近では生産組織も非常に複雑化し、調査票に記載の「栽培協定」や農業機械等の「共同利用」といったシンプルな組織が減少している現状にかんがみ、当該事項を削除しても特段問題ないものと考えられる。
- ・ 「イ 調査作物の受委託状況別面積」において、従来把握していた調査作物の受託状

況（請け負いしている作業名及び面積）に係る調査事項を削除することについては、営農類型別経営統計の受託収入の調査結果で代替可能としているが、例えば、米の生産費を算出しようとした場合、営農類型別経営統計では米以外の作物に係る受託収入も含んだものとなっており、代替可能なのか。

→ 生産費と受託状況とは必ずしも直結するものではなく、政策実施部局においてもあまり利活用されていないのが実情であり、営農類型別経営統計で受託収入が経営にどのような影響を与えているのかといった視点から分析することが有用と考えられることから、報告者負担の軽減の観点から削除したいと考えている。

- ・ 農業機械に係る減価償却費を算出する際に、農作業を受託している場合は受託者側に傾斜配分することになるが、そのために受託面積を把握する必要はないのか。

→ 減価償却費の配分に関しては、農業機械の使用割合から算出可能である。

- ・ 委託の相手先を個人と団体に区分して把握する必要性は何か。

→ 次回部会で回答したい。

イ 「経営台帳（個別経営体用）」の「調査客体概況 - 米生産費統計関連項目」について

- ・ 「ほ場間の距離」について、最も離れているほ場間の距離を把握することとしているが、大規模な組織経営体の中には、遠隔地にほ場を保有している場合があり、このようなほ場まで含めてしまうと実態にそぐわないと考えられるため、「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の定義について整理が必要ではないか。

→ どの程度の距離が離れていたら除外するのか定義付けするのは難しいため、一律に最も離れているほ場までの距離を把握することとしたい。

→ 小規模のほ場が1か所離れて存在している場合とほぼ同等の面積のほ場が同様に離れている場合では、把握する意義・必要性が異なってくるのではないかと。そもそも距離の違いがどれだけコストに反映するのか捉えるのは難しいと思われるため、報告者に過剰な負担を求めないよう、かつ、利用上の支障が生じないよう配慮しつつ、例えば、1キロメートル、5キロメートル、10キロメートルなど、ある程度大まかにでも、最も離れているほ場の定義を整理することも考えられるのではないかと。

→ 実際の経営状況を見ると、例えば、ほ場の面積が100haを超えるなど、ある程度経営規模が大きくなると、従来分散していたほ場間を埋めるような形で保有するほ場が増え、分散が小さくなる実態もみられるところであり、そのような実態が統計的に明らかになると興味深いものとする。

→ 保有するほ場が市町村や都道府県を越えて分散している場合、現在の行政手続上は複雑な面があり、当該手続について今後検討していくということであれば、都道府県や市町村を越えたほ場の分散の状況を捕捉していくことも意識してほしい。

- ・ 米の生産調整実施状況について、今回調査から、飼料用米の作付面積に限定して把握する理由として、飼料用米は主食用米と同様の栽培方法で、同一の農機具等を使用することが多く、米生産費との関係性が強いことから、農機具等の有効活用による生産コスト低減対策等の分析に資するためとしているが、実際は飼料用米と主食用米はほぼ同時に収穫されることが多い現状の中、生産コスト削減に繋がるのか疑問である。むしろ、

この理由ならば、今回削除することとしている「水稻裏作作付面積」について、米と同一の農機具等を使用することが多いことから、引き続き把握することにより、米以外にも農機具等が使用されコストが低減されている実態を明らかにすることとなり、意義があるのではないかと考える。

また、経営体では飼料用米以外に加工用米等も作付けされており、飼料用米に限定して作付面積を把握するのは疑問である。

→ 飼料用米以外にも加工用米や米粉用米、輸出用米もある中、飼料用米のみ把握する理由は何か。

→ 飼料用米についても生産拡大を推進することとされている中、生産コストの削減を求められていることから、その検証のため、飼料用米の作付面積を把握したいと考えている。

→ これまでは、米の用途により生産コストが変わること等を想定しない形で、調査を設計・実施していたものと考えられる。しかし、今後は、用途ごとの品種や栽培体系などの生産体系が変わっていくと考えられる中で、今後、本調査で対象とする米の生産費をどのように捉えていくのかは大きな問題であると考えている。

→ 飼料用米の生産コストを把握することについては、今後、更に精緻化を図るための検討を行う必要がある。また、飼料用米以外の輸出用米等他の種類の米の把握をどうするのかについては、今後の課題として整理することもあり得るのではないかと考える。

・ 「移植」・「直まき」別に作付面積を把握することとしているが、栽培方法の違いで面積当たりの収量が異なるのならば、収量も併せて把握する必要があるのではないかと考える。

→ 生産コストの把握に際しては、10 a 当たりの投入費用を主要な指標としており、その観点からは作付面積の把握が重要である。また、調査対象経営体においては、「移植」・「直まき」別の面積は記入しやすい一方、「移植」・「直まき」別の収量を記入することはかなり負担が大きいと考える。

かつては直まきの方が収量は少なかったものの、最近では、直まきと移植との間で収量差が小さくなってきている状況がみられる。

ウ 「経営台帳（個別経営体用）」の「調査客体概況 - 麦類・大豆・畑作物生産費統計」について

・ 「生産調整実施状況」について、「自作地」・「借入地」別の実施面積まで営農類型別経営統計で把握しているのか。

→ 把握していないが、利活用上の必要がないことから削除するものである。

→ 生産費について、田畑を区分して算定していないため、「自作地」・「借入地」に区分して把握する必要性がないこと、また、生産調整の実施状況については、営農類型別経営統計で生産調整の実施面積を把握していることから、削除しても特段支障がないとの整理であれば、特に問題ないものと考えている。

エ 「調査客体概況 - 牛乳及び肥育豚生産費統計関連項目」について

・ 「搾乳牛の概要」及び「繁殖用豚の品種別頭数」について、代替する統計がないにもかかわらず、削除しても支障はないのか。

- ・ 当該調査事項を削除することについて、研究者の意見を聴取しているか。また、データの有用性の面での問題等はあるのか。
- 本調査結果は検証用の参考データとして把握していたものであり、現在は、政策実施部局においても具体的な利活用がないことから、報告者負担の軽減等の観点から削除するものである。しかしながら、ご指摘を踏まえ、当省の研究機関等から利用ニーズを聴取することとしたい。

(4) 報告を求めるために用いる方法の変更

- ・ 平成 27 年度から本調査にも統計調査員による調査が導入されているが、本調査を含め農林水産省の統計調査に従事するためには、高い専門知識であり、調査員を導入した後も従前と同等の精度が保たれていると理解して良いのか。
- 本調査では、農業に関する知識があり、また、統計調査の従事経験のある方等を統計調査員（専門調査員）として任命している。本調査については技術的に難しい面があることから、調査員に対する研修を実施しつつ進めているところであるが、調査の実施に当たっては、職員がフォローアップを行っていることから、精度の低下は生じていないと認識している。

(5) 集計事項の変更

- ・ 営農類型別経営統計（組織法人経営）のうち損益の状況に係る集計事項について、損益計算書に準じ、項目の順番の変更や内訳項目の追加等を行うよう修正したい。
- 他の統計との整合性の観点からも、修正内容について適当ではないかと考える。

(6) 公表時期の変更

- ・ 一部の統計の公表時期を変更することとしているが、政策上の利活用の観点から特段支障がないような形で整理されたものであり、特に問題ないものとする。

(7) その他 〈オンライン調査の推進について〉

- ・ オンライン回答率が伸び悩んでいることについて、回答手順や方法を工夫するなど見直しを行えば、回答率の上昇が見込めるのではないかと考える。
- 今後、報告者からの意見聴取を行いつつ、改善を図っていきたいと考えている。

6 次回予定

次回部会は、平成 28 年 7 月 4 日（月）16 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

第 58 回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成 28 年 7 月 4 日（月）15:55～18:25

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 川崎 茂

（委 員） 西郷 浩、河井 啓希

（専 門 委 員） 岸本 淳平、小針 美和、納口 るり子

（審議協力者） 財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県

（調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室：成瀬室長ほか

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱課長ほか

農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐

（事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官

総務省統計委員会担当室：吉野政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更について」

5 概 要

始めに、前回の部会審議において、農業経営統計調査に関して整理、報告等が求められた事項について審議が行われた。

その後、答申案の審議が行われ、一部文言等の修正を行うことを前提に了承された。答申案の修正文案等については部会長に一任され、所要の修正後、第 99 回統計委員会（平成 28 年 7 月 26 日開催予定）において部会長から報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

（1）前部会の審議において整理、報告等が求められた事項について（農業経営統計調査）

ア 標本設計の変更について

- ・ 営農類型別経営統計において目標精度を設定しているほとんどの営農類型については、過去の調査結果との相関関係が非常に強く、目標精度に近い達成精度となっていることから、妥当ではないかと考える。

また、目標精度を設定せずにサンプルサイズを決定している営農類型についても、サンプルサイズを変更しなければ達成精度が比較的安定的と考えられる項目が多いため、過去の調査結果との相関関係が強いようにも思われるが、このような設計も一つの整理の仕方ではないかと考える。

→ 限られた統計リソースの中、特に高い精度が求められる営農類型に重点化した標本設計になっているものと考ええる。

イ 「経営台帳（個別経営体用）」の「調査客体概況 - 米生産費統計関連項目」について

- ・ 例外的に距離が離れたところには場があった場合、外れ値として集計対象から除外するなど、あらかじめ取扱いを決めておいた方が良いのではないかと考える。

→ 生産コストに大きく影響するのは「団地への平均距離」であり、例外的に離れたほ場があっても影響は小さいと考えている。「ほ場間の距離」については、主に組替集計等により個別に様々な分析を行う際の補助的な指標としての利用を想定している。

→ 「ほ場間の距離」の把握は、指標としては冒険的な意味合いが大きく、今後、把握の仕方について改善が必要となるかもしれないが、活用可能性を考慮して今回追加す

るものであると考える。

- 「ほ場間の距離」について、指標としてリスクがあるならば、表章を差し控えるといった整理もあり得るのではないか。
- 「ほ場間の距離」については、参考という形で作付面積規模別等に平均距離を表章する予定である。
- 米の生産コストを測る指標として新たに試行的に把握する事項であり、その有効性については調査結果を精査し、見直しの必要性について検討願いたい。

- ・ 米の生産調整実施状況について、今回調査から、飼料用米の作付面積に限定して把握することに異論はないが、今後、生産調整の在り方が見直される中で、飼料用米以外の用途別や転作に係る作付面積の把握を含め、米の生産費統計の中でどのように捉えていくのか重要な論点になってくるのではないかと思われる。

ウ 「調査客体概況 - 牛乳及び肥育豚生産費統計関連項目」について

- ・ 調査事項を削除する理由として、政策実施部局も含めて統計ニーズが低下していることを挙げているが、同様の理由から、他の調査事項についても削除されることが危惧される。

また、統計調査の在り方として、政策上重点が置かれているものを中心に捉えるのか、あるいは、もう少しベーシックな視点から捉えるのか、難しいところがある。

- 統計ニーズがないことの立証はなかなか難しく、可能な範囲での確認が限界と考える。ただし、今後、状況の変化等により、ニーズが顕在化する可能性も考えられる。

(2) 牛乳乳製品統計調査の答申案について

- ・ ホエイパウダー及び脱脂粉乳の在庫量を国産・輸入別に把握することに伴い、調査票上、「在庫量（合計）」と「在庫量（国産）」及び「在庫量（輸入）」が同列に配置されているが、「在庫量（合計）」の内訳であることが分かるようにレイアウトを変更すべきではないか。

- 本調査の調査票では、合計欄と内訳項目欄の合計が一致しない場合は内訳項目欄を合計欄の内側に入り込む形で配置する一方、一致する場合は合計欄と並びを揃える整理としている。

従前から、このような整理としているところであり、回答に当たって特段紛れが生じることはないものとする。

(3) 農業経営統計調査の答申案について

ア 「調査対象の範囲の変更」について

- ・ 「本調査では、調査対象を個別経営体と組織法人経営体に区分して調査を実施しているところ」と従前から当該2区分で調査しているようになっているが、今回の任意組織経営体の調査対象範囲からの削除に伴い、当該2区分に変更されることが分かるように修正すべきではないか。

- 御指摘を踏まえ、修正することとしたい。

イ 「報告を求める者の変更」について

- ・ 一部の営農類型について、目標精度を設定せずにサンプルサイズを決定している理由として、「行政上の利活用の観点からの重要度がそれほど高くない」ためとしているが、「行政上」ではなく「統計上」という文言の方が適切ではないか。
 - 「統計利用上の観点から目標精度を定める必要がない」と整理してはどうか。
 - 御指摘を踏まえ、修正することとしたい。

ウ 「報告を求める事項の変更」について

- ・ 調査作物の委託状況別面積における「個人」及び「団体」の委託先別の把握の削除理由について、「具体的な利活用がみられず、分けて把握する必要性が乏しい」としているが、様々な形態の経営体が見られる中、正確に「個人」及び「団体」を区分することが難しいとした方が実態に即しているのではないか。
 - 御指摘を踏まえ、修正することとしたい。
- ・ 「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、調査実施部局において当然に行うものとするが、その集計結果の検証を行うことを今後の課題とすべきではないか。
 - 新たな調査事項であり、また、把握する難しさもあることを考慮した上で、今後の課題として付すこととしたい。その文案については作成の上、後日、委員及び専門委員に御確認いただくこととしたい。

エ 「今後の課題」について

- ・ 調査対象区分の見直しに係る今後の課題の前提として、従来の調査対象区分を「個別経営体と組織法人経営体」と記載している部分について、「組織法人経営体」と調査対象から削除する「任意組織経営体」を合わせて「組織経営体」としてはどうか。
 - 今回から任意組織経営体を調査対象範囲から削除し、個別経営体と組織法人経営体の2区分により調査を実施するという実態を明確にした上で、今後は当該2区分による調査対象区分について見直しを検討する必要があるという趣旨が明確になるような記載とすべきと考える。
 - 御指摘を踏まえ、修正することとしたい。

6 次回予定

審議が全て終了し、また、答申案については、一部、所要の修正を行うことを前提に部会として了承されたことから、平成28年7月26日（火）に開催予定の統計委員会において答申案を諮ることとされた。

総政企第89号
平成28年4月26日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早 苗



諮問第88号
牛乳乳製品統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年4月7日付け28統計第12号により農林水産大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略

総政企第90号
平成28年4月26日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第89号
農業経営統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年4月7日付け28統計第10号により農林水産大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略

平成28年4月26日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第88号及び第89号の概要

(牛乳乳製品統計調査及び 農業経営統計調査の変更)

牛乳乳製品統計調査の概要

調査の目的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政に必要な基礎資料を得ること。

調査の概要

調査の
沿革

- 昭和25年に畜産物調査として牛乳及び鶏卵の生産量調査を開始。同27年から飲料用牛乳及び乳製品を対象に追加
- 昭和47年からは調査対象範囲等の見直し（鶏卵等を対象から除外）に伴い、牛乳乳製品統計調査として実施

調査期日

- 【基礎調査】 毎年12月31日現在
- 【月別調査】 毎月末日現在

調査範囲
及び
報告者数

- 牛乳処理場及び乳製品工場並びにこれらを管理する
本店又は主たる事業所
- 【基礎調査】（全数調査）
 - ・ 牛乳処理場及び乳製品工場 594工場・処理場
- 【月別調査】（標本調査）
 - ・ 牛乳処理場及び乳製品工場 360工場・処理場
 - ・ 本店又は主たる事業所 15事業所

調査票及び調査事項

- 【基礎調査票】
 - ・ 生乳の用途別処理内訳
 - ・ 牛乳等の生産量及び出荷状況
 - ・ 生産能力、乳製品の種類別生産量及び年末在庫量 等
- 【月別調査票】
 - ・ 生乳の用途別処理量、都道府県間移出入量
 - ・ 牛乳等の種類別生産量
 - ・ 乳製品の種類別生産量、月末在庫量 等

調査組織

- 農林水産省 - 民間事業者 - 報告者 ※調査方法⇒(配布)郵送、オンライン (回収)郵送、オンライン、FAX

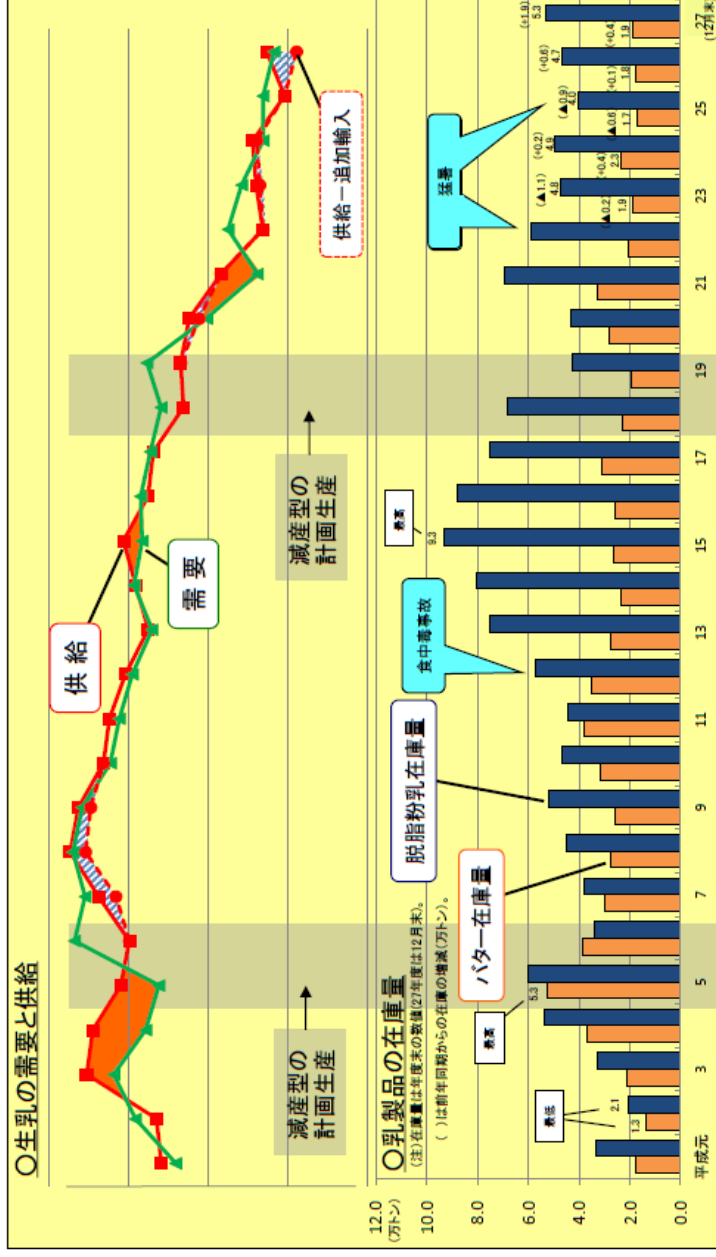
結果公表

- 【基礎調査】 調査対象年翌年の3月20日までに概要を公表。詳細は逐次公表
- 【月別調査】 調査対象月翌月の25日までに概要を公表。詳細は逐次公表

牛乳乳製品統計の活用状況

行政施策上の利用

- 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)に基づく、生産者補給交付金の交付対象数量(交付の上限となる数量)の算定に当たり、本調査の生乳生産量等のデータを基礎資料として利用
- 指定乳製品の価格の騰落が認められる場合の輸入・調整保管等の検討に当たり、本調査のバター及び脱脂粉乳の在庫量データを基礎資料として利用

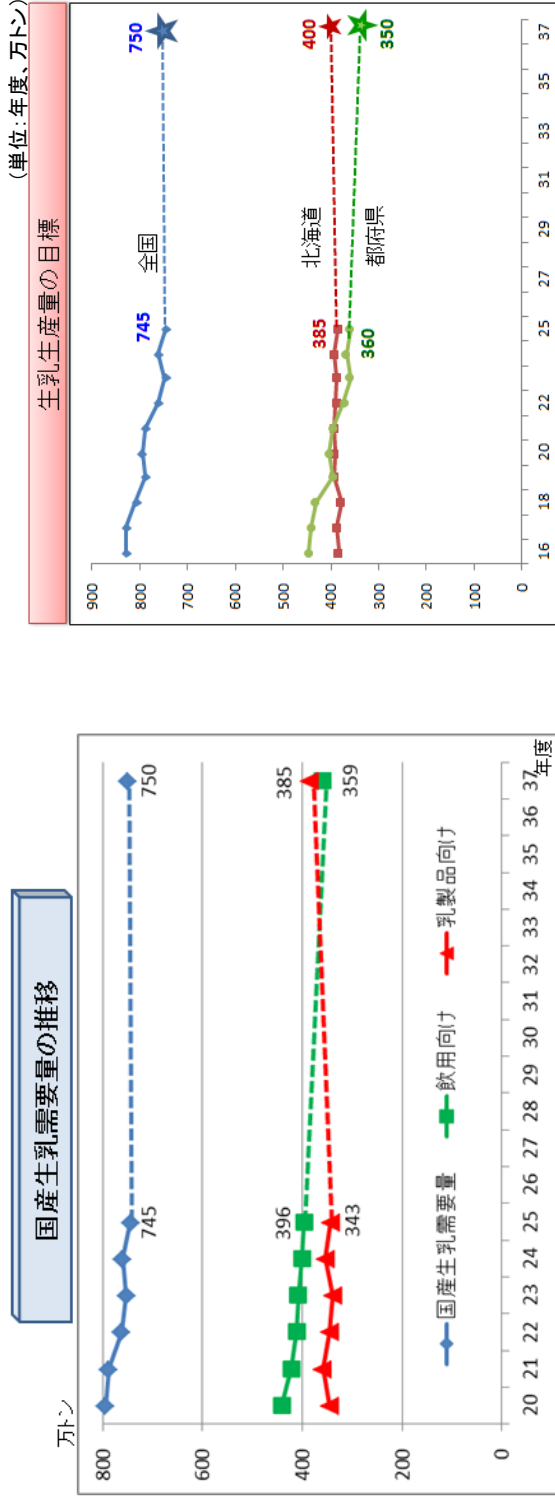


食料・農業・農村政策審議会・畜産部会資料より抜粋

牛乳乳製品統計の活用状況

行政施策上の利用

- 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(平成27年3月31日農林水産省策定)における生乳の地域別の需要の長期見通し、目標生産数量の設定に当たり、本調査の生乳生産量等のデータを基礎資料として利用



食料・農業・農村政策審議会畜産部会資料より抜粋

食料・農業・農村政策審議会畜産部会資料より抜粋

加工統計への利用

- 国民経済計算(内閣府)や鉱工業指数(経済産業省)を作成するための基礎データ

農業経営統計調査の概要

調査の目的

農業経営体※の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにするとともに、農業行政に必要な基礎資料を得ること。

※農業経営体とは、経営耕地面積が30アール以上又は1年間の農業生産物の総販売額が50万円以上など、一定規模以上の事業を行うものをいう。

調査の概要

調査の
沿革

- 昭和24年から実施された農家経済調査と米生産費調査等を統合し、平成7年から農業経営統計調査として実施
- 平成16年からは、水田作経営、畑作経営等営農類型別の経営統計の作成を主な柱とした調査体系の整備を行い実施

調査対象
期間

- 個別経営体 → 毎年1月1日～12月31日の1年間
- 組織経営体 → 毎年決算の対象となった年の1年間

調査範囲
及び
報告者数

- 農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体
・個別経営体
4,529経営体（母集団1,493,976経営体）
- ・組織経営体
組織法人経営体 369経営体（母集団10,597経営体）
任意組織経営体 212経営体（母集団 3,727経営体）

調査票及び調査事項

- ①現金出納帳
農業収支、農業生産関連事業収支、農外収支 等
- ②作業日誌
作業内容、農業労働時間、生産費該当品目に使用した
資材の状況 等
- ③経営台帳
経営の概況、財産の状況、損益の状況 等

調査組織

- 農林水産省－地方農政局等－報告者 ※調査方法⇒(配布)職員、調査員、オンライン (回収)職員、調査員、郵送、オンライン

結果公表

- 【営農類型別経営統計（個別経営体、組織経営体）】 農業・農外所得、農業粗収益、農業経営費 等
- 【農畜産物生産費統計（個別経営体）】 生産費（種苗費、肥料費、農機具費、飼料費、労働費等）、単位当たり労働時間 等
⇒ 調査実施年翌年に順次公表（対象品目等により公表月が異なる）

営農類型別経営統計

行政施策上の利用

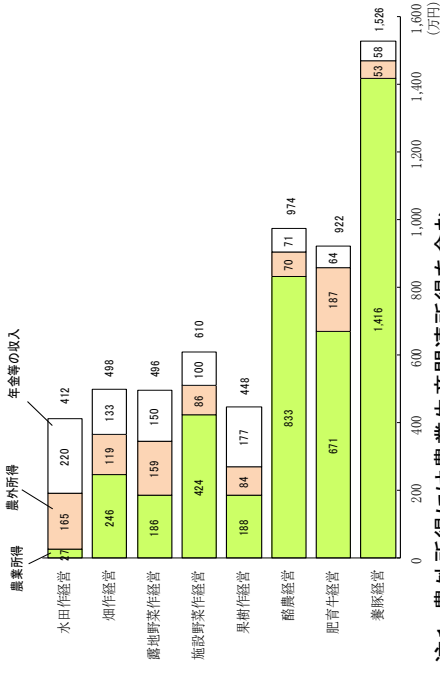
○ 経営所得安定対策等、農業経営体に対する所得政策の策定、評価等のための基礎資料

個別経営体の所得の推移(全国・1経営体当たり)



注：農外所得には農業生産関連所得を含む。

個別経営体の営農類型別の所得(平成26年 全国・1経営体当たり)



注1：農外所得には農業生産関連所得を含む。

注2：四捨五入により、合計と内訳が一致しないことがある。

○ 「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)の「農業経営等の展望について」の作成のための基礎資料

加工統計への利用

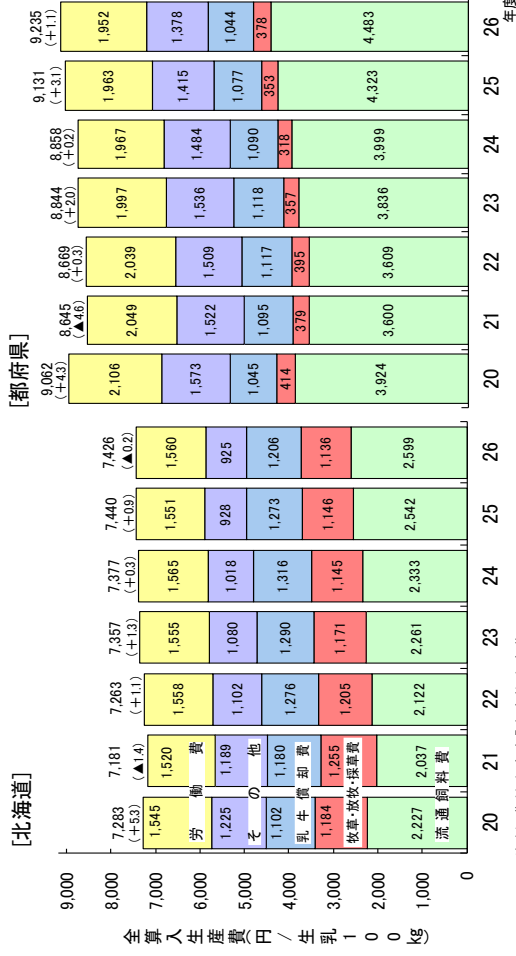
○ 国民経済計算、産業連関表及び農業・食料関連産業の経済計算において、農業部門の投入・産出の細目を推計する際の基礎データ

農畜産物生産費統計

行政施策上の利用

- 各種交付金の算定のための基礎資料
 - ・ 経営所得安定対策における交付金
 - ・ 麦、大豆等に係る諸外国との生産条件格差を補てんするための交付金
 - ・ 甘味資源作物等についての交付金
- 加工原料乳、牛肉、豚肉等の行政価格算定のための基礎資料

生乳100kg(乳脂肪3.5%換算)当たり全算入生産費の推移



資料：農林水産省「畜産物生産費」
 注1：全算入生産費は、資本利子・地代全額算入生産費のことを示す。
 注2：その他には、光熱水料及び動力費、建物費、農機具費等が含まれる。
 注3：消費税含む。

- 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)における米の生産コスト削減に係る成果目標の進捗の評価のための基礎資料

諮問に係る論点（目次）

- 今回の申請における主な変更点
 - 1 牛乳乳製品統計調査の変更
 - 2 農業経営統計調査の変更

1 牛乳乳製品統計調査の変更

【調査事項の追加】

平成27年10月に大筋合意に至った「環太平洋パートナーシップ協定」（TPP協定）においては、ホエイ^(注)について、その用途が脱脂粉乳と競合する品目であることから、輸入量の増加に伴う国産脱脂粉乳の生産に及ぼす影響を緩和するため、セーフガード措置等を講ずることで合意となった。

このため、当該セーフガードの適確な運用に資するための調査事項を追加する。

^(注)「ホエイ」とは、チーズ製造の際に発生する副産物(水溶液)であり、これを乾燥させた「ホエイパウダー」は脱脂粉乳の代替として利用される。

ホエイのセーフガードに関連する統計整備

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)については、20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定
- ただし、①「脱脂粉乳が国内で不足している」又は②「脱脂粉乳の国内需要が低下していない」と認められる場合には、脱脂粉乳の需給に悪影響がないことから、セーフガードを適用しないこととされている。セーフガードを適用した場合は、TPP参加国は、我が国に対して、①又は②に合致していない理由を説明するよう求めることができる^(注)。

^(注)環太平洋パートナーシップ協定「付録B-1 農産品セーフガード措置」の「第E節ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置」による。

セーフガードを適確に運用するためには、脱脂粉乳とホエイの競合状況等を正確に把握することが必要

(中立性・客観性に基づくデータ整備が不可欠)

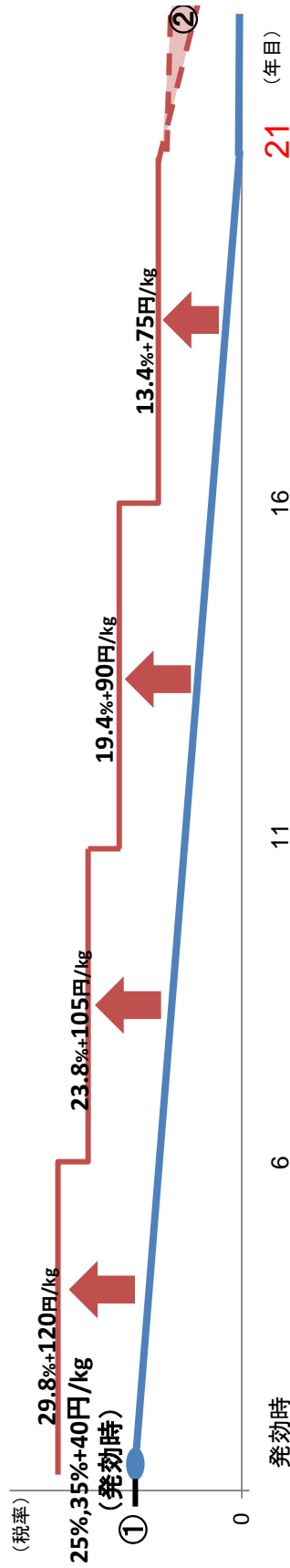
牛乳乳製品統計調査に新たに「脱脂粉乳の在庫量(国産・輸入別)」及び「ホエイパウダーの生産量・在庫量(国産・輸入別)」を追加し、牛乳乳製品に係る生産及び在庫の状況を一体的に把握・整備することにより、セーフガードの適確な運用を行うための基礎資料とする。

(参考) TPP協定における乳製品の交渉結果 (ホエイ関連)

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保
- 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定
- 脱脂粉乳と競合する可能性が低いたんぱく質含有量25%未満のものは、セーフガード付きで16年目までの関税撤廃期間を確保(たんぱく質含有量が特に高いものは、6年目に無税)

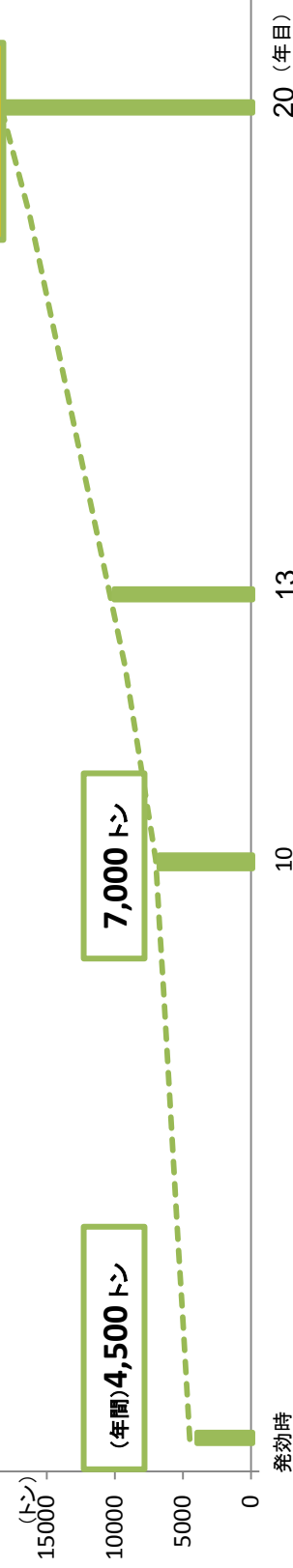
ホエイ(たんぱく質含有量25-45%)

(1) 関税水準とセーフガード税率



- ① 発行時の関税水準は、直近3年の平均輸入価格(299円/kg)で換算すると115~145円/kg程度
発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25%,35%に加えてマークアップを徴収
現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kg,687円/kg
- ② 21年目以降のセーフガード税率
・毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減
・3年間発動がなければ終了

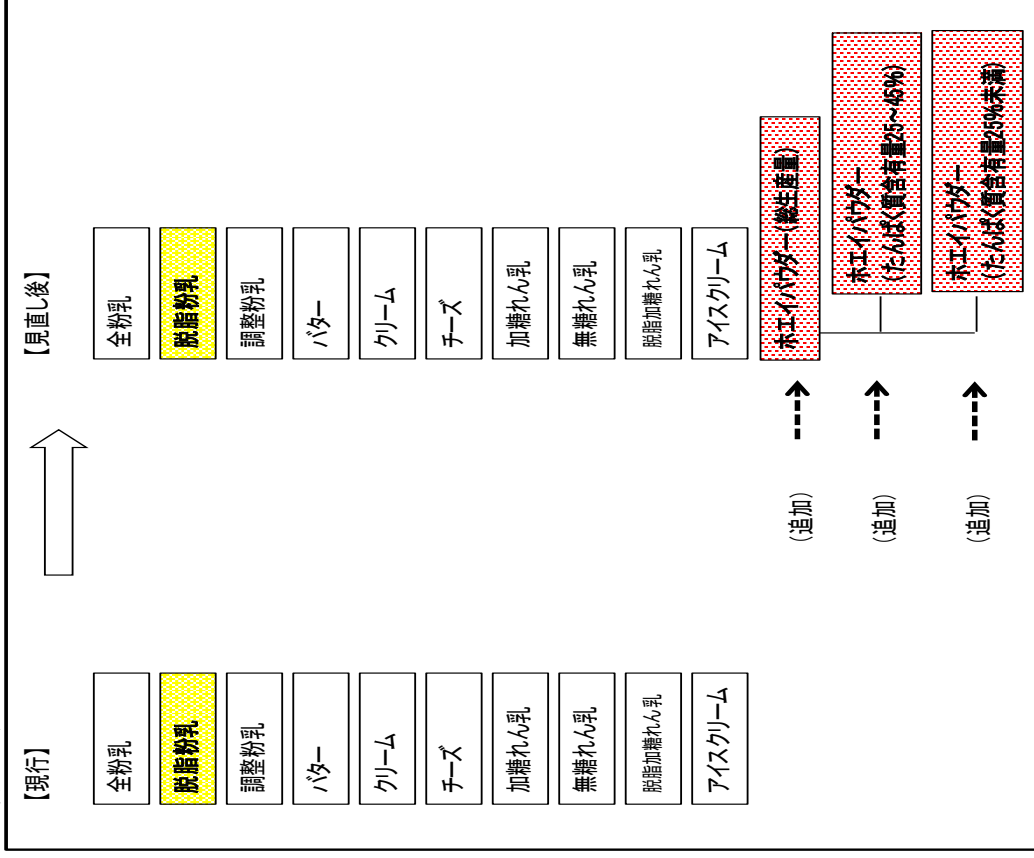
(2) セーフガードの発動数量



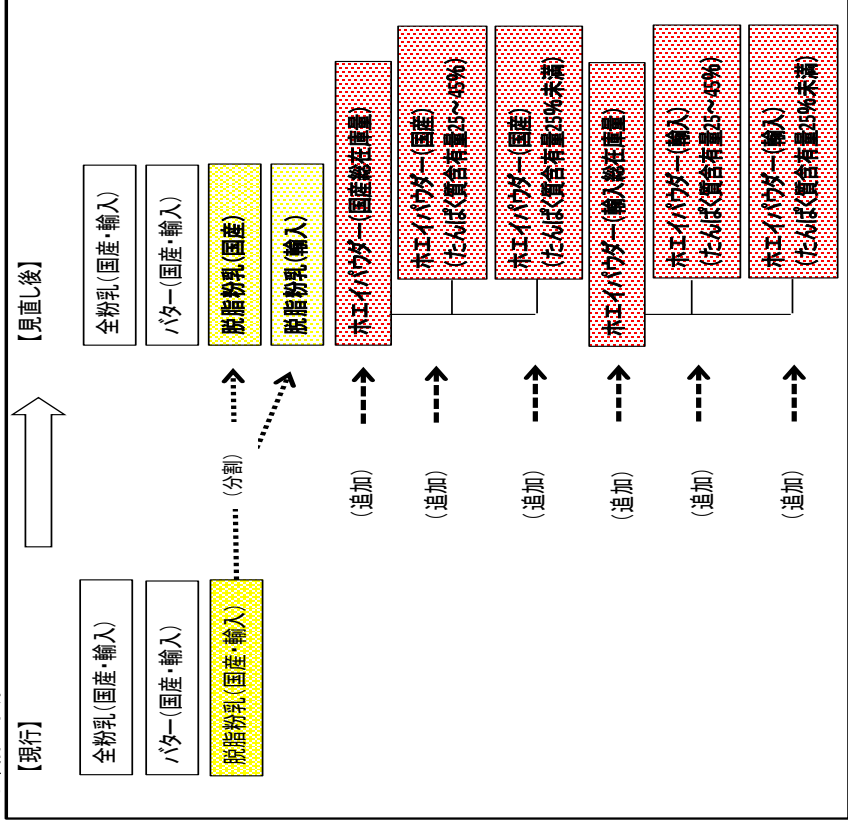
(注) 脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

1 牛乳乳製品統計調査の変更

〇乳製品の生産量



〇乳製品の在庫量



【論点】

把握目的、利活用、報告者負担等の観点から、調査事項の追加は妥当か。

2 農業経営統計調査の変更

【標本設計の変更】

2015年農林業センサス※等の情報が活用可能となったことを踏まえ、母集団名簿情報を整備するとともに、標本設計の見直しを行う。

※農林業センサスは、我が国の農林業・農山村の実態を明らかにし、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業の推進に必要な資料を得るとともに、農林水産省が実施する各種統計調査の報告者を抽出するための母集団情報を整備することを目的として、全ての農業経営体(2015年農林業センサスでは約137万5千経営体)等を対象に、5年ごとに実施している。

【変更内容】

- ① 2015年農林業センサス等の情報を新たな母集団名簿情報として活用
- ② 個別経営体に係る統計の規模階層区分の細分化等標本設計の見直し

例：営農類型別経営統計(個別経営体) 水田作経営
「20ha以上」 → 「20～30ha」、「30ha以上」

【論点】

正確性等の観点から、母集団名簿情報や標本設計の変更は妥当か。

2 農業経営統計調査の変更

【調査対象範囲の変更】

- 組織経営体の法人化の進展に伴い、組織法人経営体数が増加し、任意組織経営体数は減少
※組織経営体数は、2015年農林業センサスの結果によると、2010年と比べ、2015年は組織法人経営体数が48.9%増加(13,000経営体⇒19,358経営体)している一方、任意組織経営体(非法人経営体)数は27.0%減少(13,602経営体⇒9,926経営体)している。
- 「日本再興戦略」改訂2015において「今後10年間で産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減する」ことが成果目標として掲げられるなど、組織法人経営体における農産物(米、小麦、大豆)の生産費を把握する必要性の高まり
- 食料・農業・農村基本計画において、任意組織経営体は「法人化に向けての準備・調整期間」と位置付けられるなど、任意組織経営体に係る統計ニーズは相対的に低下

[変更内容]

- ① 組織法人経営体における農産物(米、小麦、大豆)の生産費を把握する上で必要な調査票を新設
- ② 任意組織経営体^(※)に係る調査票を廃止

※現在、水田作(集落営農)[212経営体]のみを対象に調査を実施



[論点]

- ① 調査目的等の観点から、調査対象範囲の変更、調査票の廃止・新設は妥当か。
- ② 統計ニーズ等の観点から、新設する調査票の調査事項の設定は妥当か。

2 農業経営統計調査の変更

【調査事項の変更①】

【経営台帳(個別経営体)】

米の生産コストの分析に資するため、米の生産費に係る調査事項を追加する。

[変更内容]

経営台帳(個別経営体)について、米の生産費に係る以下の調査事項を追加する。

- ・ほ場間の距離、団地への平均距離、「移植」・「直まき」別作付面積

経営台帳(個別経営体用) 抜粋

10 調査客体概況 (2)-2 米生産費計関連項目

イ ほ場枚数及び面積等

区画規模	ほ場枚数
0	枚
ほ場間の距離(注1)	m
団地への平均距離(注2)	m

ほ場までの移動距離等を把握することにより、農地の集積・分散による生産コスト分析が可能となる。

エ 「移植」・「直まき」別作付面積

移植	作付面積
直まき(注3)	0

米の植え付け方法を把握することにより、直まき栽培の普及による生産コスト分析が可能となる。

※組織法人経営体の農産物(米、小麦、大豆)の生産費を把握するため新設する調査票においても左記事項を調査

(注1) 「ほ場間の距離」は、調査客体が米を作付けているほ場(田)のうち最も離れているほ場間の距離である。

(注2) 「団地への平均距離」は、調査客体の居住箇所を起点とした各団地への通作距離の平均である。
なお、団地とは作業単位としての地続きの耕地の一回をいう。

(注3) 「直まき」は、米の植え付け方法の一つであり、移植栽培に比べて育苗・田植えに要する労働時間や資材が削減できるコスト低減に有効な栽培技術である。

[論点]

統計ニーズや報告者負担の観点から、調査事項の追加は適当か。

2 農業経営統計調査の変更

【調査事項の変更②】

【経営台帳(組織法人経営体)】

他の企業統計との比較に資するため、調査事項の分割及び追加を行う。

[変更内容]

経営台帳(組織法人経営体)について、以下の調査事項の分割及び追加を行う。

- ・「事業外収支」→「営業外収支」「特別損益」
- ・「役員報酬」、事業従事者数のうち「役員」、「常用雇用者」等の追加

経営台帳(組織法人経営体用) 抜粋

2 損益計算書

(6) 営業外収支の内訳(制度受取金、積立金を除く)

	収入計	支出計
配当利子	千円	
雑費及び手当		千円
その他		千円

(7) 特別損益の内訳(特別償却を除く)

	収入計	支出計
資本補助金	千円	
その他		千円

(8) 科目配賦表(総括表)

種別	種類	支出
事業費用	販売及び販	
	人件費	
	租税負担	
	減価償却費	
	その他の管理費	
	製造運賃手数料	
	市場手数料等	
	構成員報酬	
	うち役員報酬	
	公債利息	
構成員支払分		
経費		

3 調査客体概況

(7) 事業従事者数

職種	構成		構成比率	平均年齢	50歳未満	60歳以上	常用雇用者
	男	女					
管理部門専従	人	人					人
役員	人	人					人
従業員	人	人					人
事業従事者数							

上記の項目を分割・追加することにより、農業以外の他業種との比較・分析が可能となる。

[論点]

統計ニーズや報告者負担の観点から、調査事項の分割・追加は適当か。